

会社計算規則（抄）

（平成十八年二月七日法務省令第十三号）

（会計監査人設置会社の監査役の監査報告の内容）

第二百二十七条 会計監査人設置会社の監査役は、計算関係書類及び会計監査報告（第三十条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項（監査役会設置会社の監査役の監査報告にあっては、第一号から第五号までに掲げる事項）を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監査役の監査の方法及びその内容
- 二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（第三十条第三項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）
- 三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
- 四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- 五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第三百十一条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監査役（委員会設置会社にあっては、監査委員会）が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項